

松山藩における衣生活について（第2報）

—— 被服繊維，織物を中心にして ——

鮎田 崎子

（被服学研究室）

（平成2年10月11日受理）

I 緒 論

人は衣服を着用することによって、自然環境や社会環境への適応をはかっている。衣服は人の最も身近な環境を作り出しているものであり、人と密接にかかわり合っている生活が営まれているので、他の生活道具よりも深く人の中に入り込んでいる面がある。よって、服装を通して、また、衣の記録を通して、人間の生活をとらえることができると考える。

江戸時代、階級社会を維持するため、衣・食・住をはじめとする生活全般について、法度や触書などを出して細かな規制がなされていた。松山藩においても、当時、沢山の法令が公布されている。

前報¹⁾はそれらの記録から衣に関する記述をとり出し、解説、分析して、松山藩における衣生活状況を着用する被服を中心に明らかにしたものである。

松山藩より出された諸法令のうち、被服に関する内容を含むものは150篇にのぼる。それらが公布されたのは松山藩に旱害、洪水、大飢饉が起った時期や商品経済が発達した時期に多く、衣生活状況に藩の社会的、経済的事情が色濃く反映していたことが知られる。被服に対しては、きびしい規制があり、江戸中期までは武士対象が多く、内容がより厳しくなっていくとともに、服装の簡易化がすすんでいる。中期以降は町人、農民対象のものが増え、庶民生活が向上し、力を増してきたこと等、被服の具体的内容のほか、生活全般の動向もよみとることができた。

被服は材料としての繊維から作られ、織り出された布を裁断し、縫製され、人に着用される。

現在、化学繊維が次々に生産され、繊維の種類が多くなっているが、こうした傾向が出てきたのは第二次世界大戦以降のことである。それ以前は綿、毛、絹、麻が主原料であった。

被服がどんな繊維や布でつくられているかはそれを着用する個人の着心地に影響を与えるものであるが、その社会的意味はないであろうか。

江戸時代、松山藩において、どんな繊維や布が使用され、社会生活の中でどんな位置や意味を持っていたのであろうか。本報は松山藩に生きた人々と被服の繊維、織物とのかかわりを明らかにしようとするものである。

II 研究方法

資料としたのは「松山藩法令集」²⁾「愛媛県史（資料編）近世上」³⁾「松山市史料集全13巻」の

中から「第三卷近世編2」⁴⁾「第四卷近世編3」⁵⁾「第六卷近世編5」⁶⁾「第七卷近世編6」⁷⁾である。これらに収録された諸法令のうち、被服に関する内容を含む150篇⁸⁾が具体的資料である。

諸法令の具体的内容は、例えば、1754(宝暦4)年に諸頭之面々への被仰渡の一部に、「末寄合以下男女共上着ハ勿論、下着等ニ至迄、外出は不及申家内ニ而も一切木綿反物、布晒ニ可限、絹類堅御停止之事、但下着之裏には絹紬之類着用不苦事……」がある。男女共上着から下着まで布晒に可限(指定)、絹類堅御停止(禁止)、絹紬之類着用不苦(許可)の内容が登場する。具体的内容を解説、分析するとともに、「禁止」「許可」「指定」の内容を読み分けて分類し、当時の状況を把握することにも努めた。

III 結果と考察

表1 繊維の種類と出現状況

繊維	回数			
	禁止	許可	指定	計
絹布(類)	10	7	1	18
絹	14	28	8	50
絹類	27	23	1	51
絹紬	2	11	14	27
紬	1	35	13	49
木綿	6	3	80	89
もめん類			2	2
綿	1		10	11
麻			23	23
麻類			4	4
麻苧			1	1
布		1	26	27
(晒)		1	37	38
葛布		1	9	10
(芭蕉布)		1		1
革			5	5
(毛)	5			5
計	66	111	234	411

1. 繊維の種類

表1は繊維の出現状況を禁止、許可、指定別にまとめたものである。種々な表記があるが、繊維の種類を出現回数順にみると、絹、綿、布、麻、葛、毛、革、芭蕉となる。絹は禁止、許可項目が多く、綿、布、麻は指定項目が多い。これらから、当時の繊維状況、社会的位置や重みなどを知ることができる。

2. 絹繊維、絹織物

被服繊維の絹に関する記述には絹布、絹、絹類、絹紬、紬が登場する。当時、これらにどのような差異があったのか検討しながらすすめる。

又、資料150篇の中に「緞、緞類」の記述がある。以下は1840(天保11)年(定穀5)の1部である。

「一、町医師出家山伏検校尙着るい、前定之次第ニ有之候得共、紬以下ヲ相用、裏又ハ下着鹿抹成緞類不苦候事、但し医師羽織、緞類不苦候事

一、社人着類、前定之次第も有之候得共、裏又ハ下着紬鹿抹成緞類不苦候事、……」

緞が文書に登場するのは、文政12(1829)年定通²⁴⁾御触状(儉約令)、天保11(1840)定穀⁵⁾御触状(町奉行所より衣服等についてのとりきめ)、嘉永2(1849)定穀²⁵⁾御触状(儉約令)、文久2(1862)定穀³⁸⁾御触状(儉約令)である。しかし、同じ文書内に「絹」は登場しないので、文書記録者による差異とし、絹と同様と判断した。

1) 絹布

絹布は絹、絹類と区別があるのであろうか。絹布で表現されている具体的内容を取り出すと表2となる。絹布に関する項目は18回出現する。禁止10、許可7、指定1である。

絹布が禁止されている法令は極めて初期のもので、年月日は不明であるが、初代藩主定行(1635~1657年)時代のものである。家中、侍中、若党、町人に対して、「絹布及絹布之類着用仕間敷」と禁止している。定行時代の町中禁令に「遊女傾城旅籠女衣類絹布可着事」と遊女

表2 「絹布」に関する具体的内容

法 令	内 容	年	藩主(番号)
定御広間御壁書	絹布之類着用仕間敷, 併下着ニハ致着用不苦候, 并絹布之上下着用仕間敷候, 若相背輩有之者過錢平錢百疋宛, 或ハ客来供使之刻ハ可為格別候, 又若党八物而絹布着用仕間敷事	—	定行 3
定侍中法度也	常々衣類敷前も相定候通, 絹布不可用候, 増而妻子之衣類美麗成は為費, 縫鹿子染物繻珍之外せんし木綿袖可致着用事	—	定行 4
町中之定	商売人等衣類先年も相定候通, 弥絹布不可用候, 就中妻子之衣類美麗成ハ為費, 縫鹿子染物繻珍其外金入之巻物可停止事	—	定行 (107)
町中禁令 定	遊女傾城旅籠女衣類絹布可着事	—	定行 (108)
町中法度 定	着類絹布常に不可着候, 雖然他国并尊客之時分ハ無子細事	—	定行 (109)
書付	衣服之儀巻物絹布類たりとも持合たる人々勝手ニも成候ハ着用不苦候, …	1721	定英 19
被仰出	御家中之面々女房老母娘乗物を釣せ候共, 歩行之節は上着に御紋付ニ而も着用候ハ相改候事, 但帯抱帯ハ刀指之者供に連候ハ絹布類にても不苦, ……御家中拾五歳以下之男女, 絹布類着用共不苦事	1736	定喬 30
被仰渡	拝領之御紋付衣類は絹布着用不苦事	1754	定喬 114
被仰聞	拝領之御紋付衣類は絹布着用不苦事	1774	定静 104
目付触	…比度御主法被仰出候而は一統取統可致難渋ニ付, 衣服之儀は格別心を付可申事ニ候, 此内旅行等致候而所持之絹布類江戸表ニ而着用も不相成候品は, 右御年限中は着用致不苦候, …	1803	定国 194

傾城旅籠女に絹布着用を指定している。彼女達への絹布指定は一度のみであるが、彼女達が当時、特異な存在であったことがうかがえる。

絹布が許可されたのは家中に対してのみである。そして、それは次のような条件つき許可である。

下着に（一）、持ち合せ（1721年）、刀指の者供に連れている時の帯抱帯（1736）、15歳以下の男女（1736）、拝領の御紋付衣類（1754）、拝領の御紋付衣類（1774）、所持したもので江戸表において年限中（1803）。

1754（宝暦4）年の被仰渡には、絹布のほか、「絹類堅御停止之事」「絹袖之類着用不苦事」「袖之類着用不苦事」「絹類一円停止之事」など絹類、絹袖が出現し、これらと区別して使用している。

このように、絹布は1823（文政6）年の法令まで出現するが、比較的初期の法令に使われ、それほど細分化して制限しなくてもよい時期に、絹、絹袖、袖より高級な絹の布を表現するものであったといえる。

2) 絹、絹類

絹、絹類に関する禁止、許可、指定別出現回数は表3となる。法令の対象は広い層にわたり、絹布との差が明らかである。禁止、許可内容を年代別、対象別にまとめると表4、5、6となる。

表3 「絹布」「絹類」「絹」の出現状況(対象別)

区分	対象	回数				区分	対象	回数			
		禁止	許可	指定	計			禁止	許可	指定	計
絹布	家中侍	5	7		12	絹	家中	1	11	3	15
	若党	1			1		大小姓以上		2		2
	町人	1			1	家中召使		1		1	
	遊女, 傾城, 旅籠女	3		1	1	召使の中小姓, 若党老本指まで	1			1	
	計	10	7	1	18	与力中		1		1	
絹類	家中	3	3	1	7	若党		2	1	3	
	若党	1	1		2	奉行用人	1	2	1	4	
	奉行用人		5		5	末寄合以下			1	1	
	中小姓以上		1		1	又者	1			1	
	末寄合以下	3	1		4	中間草履取	1			1	
	組付之者	4			4	医師		5		5	
	中間草履取以下	1			1	坊主頭, 大小姓以上		1		1	
	軽き者		1		1	の隠居			1	1	
	出家		3		3	大年寄				1	
	医師		1		1	町頭人	6	1		7	
	町医者, 社人, 山伏, 検当, 勾当		2		2	下女	2			2	
	町医者, 社人, 山伏, 検当, 勾当の妻子	4			4	百姓	1			1	
	社人		1		1	村々の者			1	1	
町人	2	3		5	計	14	28	8	50		
後家	1	1		2							
百姓	8	1		8							
計	27	24	1	52							

表4 「絹」禁止内容

年	対象	内容
—	中間草履取等	絹之三尺手拭上帯下帯 半えり袖へり羽織之火 打, 糸紐等
—	下女	絹之三尺手拭
1736	家中	絹羽織 有合わせでも
〃	召使の中小姓, 若党老本指まで	絹 帯
〃	下女	絹の帯, 抱, 半えり
1777	奉行用人	上下絹裏付
1778	又者	絹 帯
〃	町人	絹帯等
〃	百姓	絹 帯
1829	町人	絹はなお付下駄
1840	〃	〃
1842	〃	絹織物付品
1849	〃	絹はなお付下駄
1862	〃	〃

表5 「絹」許可, 指定内容

年	対 象	内 容	備 考
—	与 力 中	絹 江戸在番	
1679	召使の男女	古絹下着	
1718	家 中	絹せんし羽織, 絹緞子肩衣	
〃	家 中	絹着用	
1736	嫡子以上の家臣	絹 帯	
〃	町 医 師	夏衣類 鹿相なる絹	
1763	家 中	単肩衣絹緞子, 袴絹平以下, 踏込絹	指 定
〃	若 党	絹羽織	
〃	〃	袴 絹平以下に	指 定
1764	若 党 渡 人	主人より借り羽織絹 (旅行の節)	
1777	奉 行 用 人	上着羽織りの裏絹付け	
〃	〃	夏物内外共縫類, 絹縮	
〃	奉行用人婦人	上着絹 (格別よんどころなき祝儀)	指 定
1809	家中 男女共	下着 鹿抹な絹まで	
〃	家 中	下着 絹まで	
1810	家中70歳以上7歳以下	女かかえ帯絹の平くけ, 羽織肩抜絹 鹿抹なる絹 太織の類, 羽織肩抜鹿抹なる絹	
1828	大小姓以上	絹小紋縞形付	
〃	末寄合以下お供方	郡内絹	指 定
1829	大小姓以上も	鹿抹なる絹以下	
〃	家中 男女共	下着は鹿抹なる絹まで	
〃	医 師	羽織 鹿抹なる絹	
〃	医師坊主頭, 大小姓以上の隠居等	夏羽織 鹿抹なる絹	
〃	医 師	羽織 絹	
1842	大 組 頭	羽織肩貫 鹿抹なる絹	
〃	大 年 寄	羽織肩貫 鹿抹なる絹	指 定
〃	町 人	羽織紐絹	
1843	村々の者 神興	衣平絹に限る	指 定
1862	医 師	羽織 鹿抹なる絹	

表6 「絹類」許可内容

年	対 象	内 容	備 考
1718	若 党	鹿抹なる, 下着, 上着の縁	
〃	中小姓以上	鹿抹なる, 下着, 羽織, 袴の裏, 帯	
1735	家 中	有合せ, 下着裏等	
1736	後 家 尼	かぶりもの	
〃	下 女	ふくめんぼうし, くくり手覆	
〃	軽き者の妻子	ふくめんぼうし, くくり手覆	
1741	御供の面々	(鹿相なる, 江戸において)	
1774	末寄合の男女共	下着	指 定
1777	奉行用人	下着, 帯	
〃	奉行用人の婦人	上着裏, 下着, 帯	
1809	家中70歳以上7歳以下	上下	
1829	出 家	鹿抹な, 出家法衣の外着服	
〃	町医師, 出家, 山伏, 檢校, 勾当	鹿抹な, 裏, 下着	
1840	〃	〃	
〃	社 人	〃	
〃	出 家	鹿抹な, 出家法衣の外着服	
1842	町人70歳以上7歳以下	古絹類	
1849	町人70歳以上7歳以下 の男女	鹿抹な (紬) 絹類に限り	
1858	百 姓	鹿抹な絹曲メ	
1862	出 家	鹿抹な, 出家法衣の外着服	
〃	医 師	鹿抹な, 羽織	

絹類許可対象者は家中、若党、奉行用人、中小姓以上、末寄合以下、軽き者、医師、出家、山伏、検校、勾当、社人、町人と広い層にわたる。しかし、許可内容は条件つきである。麤抹な絹類、古絹類、有合せの絹類であり、服種は下着、帯、羽織、下着裏、法衣に限られている。

1809（文化6）年、家中70歳以上7歳以下へ上下共絹類相用候儀不苦候

1842（天保13）年、町人に対し70歳以上7歳以下古絹類岸島以下御見逃し

1849（嘉永2）年、都而町人男女着類、上下共何＝よらず木綿布晒＝限るべし、少し之裏襟袖口帯かむり物笠緒＝至迄、木綿晒＝限り相用可申事、但70歳以上7歳以下之男女共……粗抹成紬絹類＝限り可申事。

このように70歳以上、7歳以下に限り、家中に対して上下に絹類を、町人男女に対し、古絹や麤抹な絹に限り許可している。町人に対するものは、一般には何によらず木綿布晒に限った上で、年齢の条件で許可しているのである。当時、70歳以上、7歳以下は社会的影響の少ない年齢層であり、絹類を条件付きで許可したものと思われる。

1736（元文1）年、軽キ者の妻子、家中の下女はふくめんぼうし、くくり手覆之儀は絹類不苦候事と付属品に限り許可している。

1858（安政5）年、百姓に対するものは、上着は木綿に限る。上襟といえども絹類を禁止した上で、曲メは麤抹な絹類は見逃すとしている。細かい部分まで、きびしい規制があったことがうかがわれる。

絹については絹類とほぼ同様50回出現する。絹類より禁止項目が少なく、指定項目が多い特徴はあるものの、区分の上では絹類と大きな差異はなかったと思われる。麤抹なる絹のように、絹類と同様の使い方もみられるが、絹の帯、絹の羽織のように材質を形容する表現が多い。

絹を禁止しているのは、家中から町人、百姓まで、具体的内容は絹帯が多い。他に絹羽織、絹之三尺手拭、半えり、袖へり、羽織の火打、糸紐等、絹はなお付下駄にわたる。

許可、指定項目では絹帯、絹羽織が多い。

1843（天保14）年の村々の者に対するものは、神輿取締に関するとりきめである。「伊達紐有来迎も絹類不相成事、衣右同断縮緬不相成平絹に可限事」と制限している。

絹、絹類が許可された着用品からみると、御供、御登城并外御勤之節、江戸在中、旅行のおりなど対外的な時である。在所では規制が厳しくなっている。祝儀のおりには、少々の贅沢が許されていたが、江戸末期には祝儀の節でも特に絹が許可されることが少なくなっている。

3) 紬

紬は生糸にならない残り繭を真綿にして糸につむぎ、織ったものであり、廃物利用の織物といえるものであった。江戸時代、各地の農家で多く自家生産された。表1にみるように、絹紬、紬に許可、指定項目が多く、庶民にゆるされた絹織物として広く利用されていたことがうかがわれる。

以上のことから、被服材料の絹に関しては、絹布、絹・絹類、絹紬、紬という社会的序列があったことが読み取れる。

4) 絹織物

織物に関する具体的内容は表7となる。絹織物の出現状況をまとめたのが表8である。種類は30種に及び、当時の絹織物が多様で、その生産技術が高かったことがうかがえる。

表7 織物に関する具体的内容

対象	内容	年	藩主(番号)
侍中妻子	繻苧禁止, せんし木綿袖可致着用	—	定行 4
商売人等妻子	繻苧停止	—	〃 <107>
遊女傾城旅籠女	きるものゑり并帯金襴唐織緞子いたすまじき	—	〃 <108>
家中	綸子縮緬紗綾羽二重金子緞子茶宇絹縮毛織之類 堅不可着用 但羽二重絹縮用意之令免許	1632	〃 25
家中	(姫持参) 夜着染物袖より紗綾縮緬等まで2つ	—	定長 19
江戸詰之輩	綸子縮緬紗綾黄むく白むく毛織之類其外価高値成衣類令停止	1678	定直 15
家中	江戸供之節, 天鵝絨毛織之類緞子繻子繻珍綸子縮緬紗綾竜文明石縮, 絹縮, 緞裏であっても停止	1679	〃 19
町方の女	金砂禁止	1683	〃 40
家中 大小性以上 末寄合以下 一統に 持筒33人以下 又者中小性以上 御目見いたし候者 若党 下女 中居半女等	絹之せんし羽織絹緞子肩衣絹麻芭蕉布上下紗綾竜紋之帶等へくるしからさる事 道中着用之小倉袴踏込に天鵝絨用候儀不苦 於江戸、木綿合羽之襟装束之儀天鵝絨用候儀くるしからす 於江戸木綿合羽之襟装束之儀天鵝絨用候儀堅不可用 於松山、天鵝絨を用候儀可為無用 夏衣類之儀地布斗可用之 晒布ぬの、こうし不苦 袖或すすしの羽織着用之儀は細無之 一円に地布斗令着用 上下之儀主人より貴候は晒布高宮等之上下着用之分、くるしからさる事 人を召連候者、晒布染模様之物着用有之分、不苦 一円に地布斗着用	1718	〃 65
家中	木綿袖布晒布類着用	1735	定喬 16
医師坊主頭大小性以上の 隠居等	夏羽織、鹿相なるすゝし等着用之儀不苦	1736	〃 29
町医師	夏羽織、鹿相なるすゝし等着用不苦	〃	〃 30
家中	縮緬御羽織裏付等之御上下、筋なき伝来之様、相見へ候族も有之候、此等之儀急度用捨可有之	1738	〃 46
末寄合以下男女共 組付之者共男女	反物は布晒に可限 夏物之儀は当時迄有来は晒類、ても着用不苦、向後相調候、男、地布類にかきるへし、女小児へ地布又、鹿相なる晒類着用不苦	1754	〃 114
家中	若新、拵候、袴踏込之儀は茶宇類惣而致用捨小倉棧留之類可然	1763	定功 2
	(旅行着服) 夏羽織、せんしすすし類随分鹿抹成可致着用 (〃) 単肩衣、絹緞子以下可致着用	〃	〃 7
御勘定以下之者共	(旅行之節) 縮緬紹等之羽織ヲ致着用候趣、心得違え事、候、向後堅可致用捨	1767	定静 44
御刀番并御駕供之面々	羅紗羅省板之雨羽折致着用候儀可致用捨	1773	〃 101
末寄合以下男女共 組付之者共男女	上着、勿論下着等、至迄外出、不及申、家内、も一切木綿夏物は晒布、可限 夏物之儀は当時有来、晒類、も不苦、向後相調候、男、地布類、可限、女小児、地布又、鹿相成晒類、但裏付上下緞子肩衣向後、御停止	1774	〃 104
奉行用人 〃 婦人	ちちふ麻上下当時有合は致着用、追々晒布上下ニ可致夏物内外共縫類絹縮類無用	1777	〃 128

対象	内容	年	藩主(番号)
百姓 町人	絹帯等御法度之處、衣類帯ニ至迄糸入之類着候様相聞不届之事ニ候	1778	定静 132
大小性以上	袴は棧留小倉嶋之類ニ可限 夏物は布晒類成尺致着用、越後縮熨斗縮等地合宜格別高直之品ニ定紋付見合目立敷品致着用間敷	1784	定国 35
	袴、小倉嶋之類相用可申事有来棧留単ニ相用候儀は不苦候事	1809	定通 ②
家中 男女 女 70歳以上7歳以下	夏物、男女共布晒着用可致候、袴、布晒葛布之類ニ可限事、但嶋たり共、越後縮之類、一切堅可為無用、尤肩衣は右ニ准し鹿抹成品可用事、上下は布晒葛布之類ニ可限事	1809	〃 ②
	表裏とも木綿、夏は布晒布、いさき縮可限事 下着は不可過絹ニ八丈縮緬之類用捨之事 帯は男女共紬晒之類ニ不可過事 但、女かゝへ帯、絹ニ平くけ真田之類ニ不可過事 上下は布晒葛布之類不可過事 袴は棧留小倉嶋之類単ニ限り、夏、布晒葛布其余絹糸不入品相用候事 為養上下共絹類相用候儀不苦候 但、夏物は嶋越後ニ不可過事	1809	〃 ③
	鹿抹成絹太織之類取交相用候も可然、羽織肩拔之儀は布晒又は有来ニ鹿抹成絹は苦しかるましき事	1810	〃 ④
	上着冬は縮緬羽二重染小袖、夏は染越後染晒縮越後縮晒着用可致事 袴冬は丹後縮機留、夏は川越平松枝平着用可致事 近来は精好仙台平茶宇唐琥珀等之袴相用候向も有之、奢之第一ニ有之候間、是等之向は一切着用不致様可致	1828	〃 ⑮
(御登城并外御勤之節)	絹小紋縮形付着用不苦候事	1828	〃 ⑰
末寄合以下 御供方 (御登城并外御勤之節)	着服郡内絹亀文絹類、太織絹迄着用之事 羽織同断之事 夏羽織せんしはたせんし類着用之事	1828	〃 ⑰
末寄合以下	木綿縮之外絹類用捨可致候	1829	〃 ⑳
大年寄類	羽織肩貫鹿抹之絹、右余晒之類相用可申事 帯太織紬之類右余木綿之事	1842	定穀 ⑮
大組頭	羽織肩貫鹿抹之絹、右余晒之類相用候義見逃之事 帯太織紬之類、右余木綿相用候義逃之事	1842	〃 ⑮
町人 70歳以上7歳以下 女子 男女	御制服縮緬以上之品反物、右ニ准し向後売買差留候事	1842	〃 ⑫
	草履并裏付草り下駄共はなを天鷲絨真田、都絹織之物付候品、子供至迄売買差留候事	〃	〃 ⑫
	古絹類岸島以下御見逃し 但、縮緬八丈郡内田縮不相成候様都目立敷品不用様御沙汰有之候事	〃	〃 ⑭
	羽織紐絹不苦事	〃	〃 ⑮
	髪結ニ縮緬之色切、こしらへ等高直之品売買致間敷事	〃	〃 ⑰
	縮紬木綿麻布之外一切着用致間敷候、縦令縮緬候共、羽二重龍門ニ粉敷品并浮織綾等ニ似寄候類、総手数掛り候織方之品ニ可為無用候、御用達之町人共之儀、御目通罷出候節計、羽二重龍門之衣類着用不苦、平日御法度之衣類一切着用致間敷候、若相背ニおゐて吟味之上嚴重ニ答可申付候	〃	〃 ⑱

対象	内容	年	藩主(番号)
村々の者共	衣之儀、縮緬一切不相成候事 伊達紐有来迎、絹類不相成候事 衣右同断縮緬不相成平絹、可限事	1843	定穀 ⑳
座頭之妻子	上下之儀、晒以下、限り相用可申候、其余秩父麻類着用一切停止之事	1829	定通 ㉔
	〃	1840	定穀 ⑤
	〃	1849	〃 ㉕
座頭替女	〃	1862	〃 ㉞
召仕之者	草履并草履付之下駄之義、かわはなを付以下、限り相用可申候、其余さしはま木草履并指はなを付下駄草履共一切無用之事	1840	〃 ⑤
	〃	1849	〃 ㉕
	〃	1862	〃 ㉞

絹織物の中で禁止項目が多いもの、又は禁止項目のみのものは次の織物である。

縮緬、羽二重、竜文絹、紗綾、茶宇、縹子、縹珍、綸子、緞子、絹縮、糸入、金襴、金砂、金子、浮織綾、唐織、唐琥珀、精好仙台平。

これらは高級な絹織物として扱われていたと考えられる。

太織以下、せんし、ほたせんし、すずし、郡内絹、絹緞子、絹平、岸島、川越平、松枝平、郡内平は許可、指定された絹織物であり、上記のものより艶々な絹とされていた。

縮緬は絹の縮み織物である。天和年間（1681～1684）にその技術が一段と進歩したという。⁹⁾

1632年、1679年、縮緬は綸子、紗織、羽二重、金子、緞子、縹子、茶宇、毛織、天鵝絨、竜文とともに堅く着用を禁止している。その後、家中に対し縮緬羽織（1736）、勘定以下の者共に縮緬羽織（1767）、家中70歳以上7歳以下に対し下着八丈縮緬の類（1809）を禁じている。町人、村々の者共はすべて禁止（1842、1843）である。武士階級に対しても、婚礼の際の嫁の持参品であるとか（一定長19）、大小姓以上に対して冬の上着に（1829）とかの条件をつけての許可、指定である。縮緬は極めて高級な絹織物として取り扱われていた。

羽二重は基本的には家中に対し許可、町人には禁

表8 絹織物の種類と出現状況

絹織物	回数			
	禁止	許可	指定	計
縮緬	10	2	2	14
八丈ちりめん	1			1
羽二重	2	2	1	5
竜文絹	2	2	2	6
紗綾	2	2		4
茶宇	3			3
縹子	3			3
縹珍	3			3
綸子	3			3
緞子	3			3
絹縮	2			2
糸入	2			2
金襴	1			1
金砂	1			1
金子	1			1
浮織綾	1			1
唐織	1			1
唐琥珀	1			1
精好仙台平	1			1
太織(紬)		2	2	4
せんし		1	3	4
ほたせんし			1	1
すずし		3	1	4
郡内絹			2	2
絹緞子		1	1	2
絹平			2	2
岸島		1		1
川越平			1	1
松枝平			1	1
郡内平			1	1
30種	43	16	20	79

止となっているが、許可されたのは家中に対し用意の分（1632）、御用達の町人でお目通へ罷出候節（1842）は許可という条件つきである。

竜文絹は竜門とも書く。羽二重に似て、糸がやや太く、少し厚手、小袖や上下に多く用いられた。1632、1679年には家中に対しても禁止しているが、1718年には家中に対して竜文の帯、1842年に町人男女はお目通節という条件下で許可している。

茶宇はインド西海岸のチャウル地方産のうすくて軽い縦じま小文様の絹織物をいう。家中や大小姓以上の袴への使用を禁じている（1632）（1763）（1828）。

唐琥珀は平織で経糸を密に配列し、緯糸は数本引きそろえてやや太くして横畝のある風合いが独特のこくのある美しい絹織物である。元来、16世紀から17世紀初頭にかけて舶載されたものである。天和年間（1681～84）に京都、桐生、山梨などで織られるようになった。¹⁰⁾

精好仙台平は1735（享保20）年、精好織物としてできた。¹¹⁾伊達藩が西洋から職人を招き、藩内の養蚕をひろめ、経緯の密度と織り方を工夫して刀も通らないほど強靱で皺のよらない袴地を創作したもので、文化文政時代には仙台藩は全国の需要に応じていた¹²⁾という。

松山藩において精好仙台平が登場するのは1823年である。この間の90余年は、高級織物が織り出され、広く普及するまでの時差や地域差を示すものといえる。

1823年、大小姓以上に対し「近来は精好仙台平茶宇唐琥珀等之袴相用候向も有之、奢之第一ニ有之候間、是等之向は一切着用不致様可致」とある。精好仙台平、茶宇、唐琥珀は袴地として使用されていた。しかし、これはぜい沢だとして着用を禁じているのである。

禁止項目のある19種の絹織物のうち、武士階級以外を対象に禁令が出ているのは、前述の縮緬、羽二重のほか下記の通りである。

緞子・金襴・唐織（遊女、傾城、旅籠女）、糸入（町人百姓）、金砂（町方の女）、浮織綾（町人男女）。

太織以下12種の絹織物は禁止されていない。太織は太い練絹糸で織った織物を総称し、家中70歳以上7歳以下（1810）、大組頭や大年寄の帯（1842）に許可、指定されている。

せんし（撰糸）とは羽二重に類する薄地の絹織物で家中の羽織（1718、1763）、末寄合以下御供の夏羽織（1828）に許可・指定されている。

すずし（生絹）は練っていない生糸の織物である。軽くて薄くて紗に似るものである。中小姓以上の羽織（1718）、家中の夏羽織（1763）、町医師、坊主頭、大小姓以上の隠居の夏衣類や夏羽織（1736）に許可、指定している。

岸島は縞の絹物である。1842年、町人70歳以上7歳以下に対し、古絹類岸島以下御見逃しとあり、古絹類と同列に扱われている。

川越平、松枝平、郡内平は袴に使われていた。

以上のことから、絹織物といっても、その材質の差、製法により、高級なものから粗末な絹織物まで格付けられていた。絹繊維が細くて、精練されたもの、織り技術に手間のかかったものが高価なものとして求められ、一般には禁止されていた状況がわかる。

3. 綿、麻、その他の繊維と織物

1) 綿

綿、麻、その他の繊維の出現状況は表1の通りである。

木綿、もめん類、綿は102回出現し、繊維411回中の約4分の1を占める。繊維の指定234回

のうち、綿は92回と約39%であり、綿類がいかに指定されることが多かったかがわかる。布、麻とともに木綿を用いることを奨励していたものである。

綿は、伊予地方では、17世紀初頭の慶長・元和期に新居郡福武村で栽培されはじめたと伝えられ、その後元禄～享保年間に普及期であった。¹³⁾ 綿織に関しては、伊予から大阪への白木綿登せ高は元文元年から数字があるが、天明6年（1786）では約10万反で、河内、安芸、豊後などと並ぶ綿業地となっていた。¹⁴⁾

このように、伊予地方は綿織物業がさかんであり、大きな産地であった。したがって、綿織物が入手しやすく、着用指定が多かったものと思われる。木綿は町人、農民はもちろん、武士の身分の低い者にも指定されており、最も一般的な被服材料であったといえる。

しかし、木綿にも禁止項目がある。その具体的内容を取り出すと表9となる。

表9 木綿・綿の禁止に関する具体的内容

対象	内容	年	藩主(番号)
町人	絹紬木綿布寸尺式丈六尺たるへし、併当年、織出間敷候条、寸尺不足之分直段安、取行可仕候、至来年者売買有敷事	—	定行 (109)
家中	衣類之儀於在所籠相成絹紬木綿可着之、勿論絹紬木綿たりとも価高直成物可為無用、組紋付之衣服、各別、并持来衣類下着にハ不苦、…	1679	定通 19
百姓町人	百姓町人之類綿服たりとも分限＝過候仕成有之候ハ、急度咎方可申付事	1778	定静 132
家中	…此度御主法被仰出候而ハ一統取続可致難渋＝付、衣服之儀は格別心を付可申事＝候、…… 万事御主意を能心得、如只今木綿たりとも新を着候類無用＝候	1803	定国 201
百姓	着服之儀、絹類者不及申、袖縁繻伴等＝至迄一切木綿＝可限、染色逆も高直成染色目立敷模様等＝至迄可致用捨事	1829	定通 ㉓
	〃	1840	定穀 ⑥
	〃	1862	定穀 ④⑤

家中に対しては、在所において木綿たりとも高価なるもの無用（1679）、木綿たりとも新を着候類無用（1803）としている。藩財政難渋に付き緊縮財政下における措置である。

町人に対しては、織出、売買禁止（一）、町人百姓に対し、綿服たりとも分限に過ぎてはいけない（1778）としている。百姓に対しては一切を木綿とした上で高価な染色、目立つ模様を禁じている（1829）。1840、1862年にも同様の御触が出ている。

このように綿に対しても高価なもの、新たなもの、高価な色、模様を禁じていたのである。

2) 布, 麻

布は草木の靱皮繊維で織られたものをさしている。麻布を含んで表記されているものもある。鹿抹な被服材料一般を指すもので、江戸時代を通して、一度も禁止されることなく、どの身分の者にも指定されている。平生の衣服に儉約のために多く用いられたものと思われる。

麻の歴史は古い。木綿以前の庶民の衣料の主材料で、禁止されることなく指定内容が多い。しかし、江戸中期以降は、武士階級や、町人、農民の支配階級の上下の材料に用いられることが多くなり、麻の利用の仕方が少しずつ変化している。

表10 綿・麻・その他の織物の種類と出現状況

織物	回数			
	禁 止	許 可	指 定	計
しま	1	3	1	5
越後嶋(縞越後)		1	1	4
こうし			1	1
小倉嶋			6	6
丹後嶋			2	2
博多綿	1			1
佐渡木綿		1		1
綿郡中			2	2
綿段子			2	2
綿勤中		1		1
綿継子		1		1
真田	1	1		2
棧留		3	5	8
唐金巾	1	8		9
秩父麻	4		1	5
緞子	1	1	1	3
縮	2	1		3
明石縮	1			1
越後縮	3			3
熨斗縮	1			1
いさき縮			1	1
地布	1		9	10
高宮		1		1
晒		1	37	38
生平			1	1
毛織	3			3
羅紗	1			1
羅背板	1			1
葛布		1	9	10
芭蕉布		1		1
天鵝絨	4	2		6
31種	26	28	80	134

3) 綿織物, 麻織物, その他の織物

綿・麻・その他の織物の種類とその出現状況は表10となる。

綿織物が14種, 麻織物11種, 毛織物3種, その他葛布, 芭蕉布, 天鵝絨である。

〈綿織物〉禁止項目があるのは, しま, 博多綿, 真田, 唐金巾である。

百姓に対し「帷子之儀地布用縞類染色二而もはで成者無用」(1829), 町人に対し, 「女帯綿郡中綿段子, 右麁抹な品二而佐渡木綿と相見へ候分ハ三拾目以下御見逃, 其余真綿博多綿こはく之類不相成候事」(1842), 「草履并裏付草り下駄はなお天鵝絨真田都而絹織物付候品, 子供至迄売買差留候」(1842)等と百姓, 町人に対して, はでな色や帯, 下駄はなおへの使用を禁じたものである。

小倉嶋, 棧留は袴として, 綿郡中, 綿段子は町人の女帯に使われていた。

唐金巾は1862年のみに表11の如く, 9回出現している。

唐金巾は無地形付絞り板メ等とともに, 町人男女には着類, 上下共に無用, 町人男女70歳以上7歳以下には許可している。その他身分を限定し, 大年寄, 出家, 山伏, 検校, 勾当, 町医師, 社人, 大庄屋等には, 羽織, 下着に唐金巾を許可している。江戸末期において, 綿ながらも, 価値ある織物の1つであったことがうかがえる。

〈麻織物〉には, 秩父麻, 緞子, 縮, 明石縮, 越後縮, 熨斗縮, いさき縮, 地布, 高宮, 晒, 生平がある。表1にみたように, 麻繊維として禁止項目はなかったが, 麻織物の秩父麻, 縮, 明石縮, 越後縮, 熨斗縮等は「地合宣格別高値之品」として禁止している。麻織物でも, 細地で品質のよい布を上布とよんでいるが, 上布や縮は高級な麻織物であった。地布は指定の多い織物である。禁止の1つは, 百姓に対してはでな染色を禁じた(1829)ものである。

〈晒〉漂白した布をいう。38回出現する。そのほとんどが指定である。

家中に対して「木綿紬布晒布類着用」(1735)「上下は布晒葛布之類ニ可限事」(1809)町人男女に「着服上下共何によらず木綿布晒ニ限るべし」(1829)改庄屋に対し「夏物者麁抹成晒迄ハ見逃之事」(1862)等とあり, 晒の指定は広い層にわたっている。晒布とか布晒, 晒之類の表現で登場するので, 麻か布類を晒したものを指すと思われる。

〈毛織物〉は羅紗, 羅背板があるがいずれも雨羽織への使用禁止である。江戸時代, 松山藩において, 毛織物はまだ一般化していなかったといえる。

〈その他の織物〉

天鵝絨はビロードである。糸に絹，毛，綿が使われ，高級品は絹が使われる。天鵝絨に関する具体的内容は表7に示すように，家中に対して江戸供の節も禁止（1679），大小姓以上には江戸においては，木綿合羽之襟装束に天鵝絨許可，末寄合以下は江戸において木綿合羽の襟装束に禁止，一統に松山において天鵝絨を用いること禁止（1718）しており，貴重な織物であったことがうかがえる。

葛布は葛の木の靱皮を繊維にして利用した織物である。木の枝や茨にひっかけても切れにくいので山着として産地では重要がられていた。¹⁵⁾

家中に対し「上下は布晒葛布之類不可過事」「袴は棧留小倉嶋之類単ニ限り，夏ハ布晒葛布其余絹糸不入品相用候事」（1809）とあり，家中の袴や上下地として登場する。

芭蕉布は芭蕉の繊維で織られた布で，奄美大島から南は八重山の与那国島まで，身分の上下や貧富の別なく，町と地方の別なく着用されてきた。老若男女，晴着にも，普段着や野良着にもなった¹⁶⁾ものである。

家中に対し「絹之せんし羽織絹緞子肩衣絹麻芭蕉布上下紗綾竜文等はくるしからざる事」（1718）とあり，家中の上下として登場する。

革は1840，1849，1862年に召仕之者の草履や草履付き下駄のはなおの材質として登場する。革はなお付き以下と制限し，絹はなお付きは禁止している。絹よりも下位に位置している。

表11 唐金巾に関する具体的内容

内 容	年	藩主(番号)
御触状（儉約令） 一、唐金巾類無地形付絞り板ノ等之類，町人男女着類上下共無用之事 但70歳以上7歳以下之男女共不苦候事 一、大年寄上大年寄并同格迄，裏又者下着等ニ相用候儀，不苦候事 一、出家山伏檢校勾当着用不苦候事 一、町医師羽織ニ相用候儀不苦候事 一、社人下着ニ相用候儀不苦候事 一、町医師真宗之出家社人山伏檢校勾当之妻子并座頭警女下着羽織等ニ相候儀不苦候事	1862 (文久2)	定毅 ㊸
御触状（改方心得） 大庄屋并類格 一、家内之者帯之儀者綿動中綿継子見込之事 一、夏物者龜抹成晒迄、見込之事 一、唐金巾類下着等見込之事 御目見致社人医師山伏并任職致、出家檢校勾当 一、日傘之儀当時迄之通 但、修験共之内村役町役相勤候故、御目見申上候類者、紺紙之日傘相用儀不相成候事 一、唐金巾着用不苦事 一、家内之者色違日傘見込之事	1862 (文久2)	定毅 ㊹

表12 高機織に関する法令

対象	内容	年	藩主(番号)
町人 高機織販売業者	<p>一、 近来高機織流行_ニ而_シ世上潤色_ニ相成候処、右糸買集大坂_ニ御他邦_ニ買事致候者共有之哉_ニ相聞、心得違_ニ至_ル候、右_ニ全御国潤_ニ之_レ誤_ニ付、縦令大坂_ニ御他邦_ニ買求候者罷越候共、容易_ニ売事故間敷候、万_一心得違_ニ者有_ル候_ニ急度答方可申付候間此段相心得可申候</p> <p>用番 河内屋 五兵衛</p>	1838 (天保9)	定穀 ①
高機織元 十一組	<p>一、 近来高機織元不潤色_ニ相成候故か、高機_ニ道具等御他邦_ニ売払候向有_ル之、且又織方等伝授_ニ参り候向_ニ有_ル之趣_ニ相聞_ニ候、文政五年年必急度沙汰及置候義_ニ有_ル候得_ル者尚心得違無_ル之様、必急度十一組一統_ニ相触候様</p> <p>用番 当方</p>	1849 (嘉永2)	定穀 ②④
町人 高機織販売業者	<p>一、 高機織売買_ニ次第、織手店買共仕成向天保十二丑二月相触置候儀_ニ有_ル候所、近来限_ニ相成、諸国売捌_ニ之_レ義追々不向_ニ相成候趣相聞候間、以来定_ニ通相心得可申事</p> <p>一、 丈式丈八尺尺寸 内織付八歩日向卷寸</p> <p>一、 幅九寸五歩 但耳糸十齒耳際筋糸共</p> <p>一、 箆取引候油成尺かたち油_ニ類_ニ相限可申事</p> <p>一、 織_ニ者未熟_ニ者_ニ其身手位_ニ箆_ニ而_シ織立可申事</p> <p>一、 横糸濡し候_ニ織立候得共能乾し候上、売払可申事</p> <p>一、 紺染方_ニ之_レ儀_ニ糸掛目百目_ニ付式百五捨文以上_ニ限り可申事</p> <p>一、 茶染_ニ之_レ儀_ニ紅樹皮等_ニ相用、追_ニ染色不変様能々念入可申事</p> <p>一、 当時織掛_ニ之_レ縞_ニ十二月限り買取可申候、来正月朔日_ノ右定_ニ之_レ通急度相改買取可申事</p> <p>一、 縞屋共縞買取候節、格別丈中_ニ不足無_ル之品_ニ江_ニ者染色_ニ之_レ善悪_ニ申立、染色十分成時_ニ糸_ノのよしあし織付_ニ之_レ仕様或_ニ些細_ニ之_レ疵縞柄等_ニ申立、直段押下_ニ候_ニより織元共利分無数不引合_ニ付、自然と上品_ニ之_レ向織立候者無_ル之由、近頃とみ若成縞多_ニ相成候_ニ縞_ニ共些細_ニ之_レ義_ニ申立、上品_ニ之_レ縞_ニ不相当安直_ニ致候故_ニ之_レ儀_ニ有_ル之_レ趣も相聞候、元来高機織_ニ之_レ義_ニ御国産第一品柄_ニ而_シ米価高直_ニ之時節_ニも端々可也_ニ相渡候義_ニ者、全_ニ高機織被相行候故_ニ之_レ義_ニ付、一統申合不相衰様可致候</p> <p>当番 讚岐屋 用番 木村</p>	1851 (嘉永4)	定穀 ②⑦
町人 高機織販売業者	<p>御国産高機織捌方御取締、此度御買上場所本間老丁目西側_ニ御仕構有_ル候間、左_ニ通相心得可申事</p> <p>一、 尺式丈八尺尺寸織付共巾九寸五歩、尤織仕廻五歩程前_ニ白糸式筋宛織込、中端無_ル様織立、油_ニかたち_ニ可限事</p> <p>一、 帯地三筋分三丈三尺巾九寸五歩_ニ之事</p> <p>一、 冬縞四月_ノ十一月限り、夏縞十二月_ノ三月限_ニ之事</p> <p>一、 場所_ニ直_ニ入勝手次第、当時_ニ之_レ縞屋共_ニ江_ニ渡渡一切不相成候事</p> <p>一、 下札縞中買_ニ之_レ者共_ニ江_ニ渡勝手次第、其物右_ニ之_レ者共直極_ニ不相成候間、於場所丈巾品共相改直段相極買上_ニ相成候間、相当手附、錢札諸取置品可相渡事</p> <p>一、 場所買上_ニ之_レ切符中買_ニ之_レ者_ニ江_ニ相渡候間、右切符_ニ引合代札取引可致候、若右_ニ之_レ者共奸曲_ニ之_レ筋有_ル候_ニ場所_ニ名前可申達事</p> <p>一、 中買_ニ之_レ者共_ニ相渡候縞、買上代_ニ之内老反_ニ付五分_ニ口錢右_ニ之_レ者_ニ江_ニ差遣可申事</p> <p>一、 場所_ニ中買_ニ之分、抜売一切不相成候事</p> <p>一、 裏黒染と相唱、藍_ニ似寄候紛敷染方致候向_ニ有_ル之_レ候哉_ニ相聞候間、以来右染方停止_ニ之事</p>	1856 (安政3)	定穀 ②⑧

対 象	内 容	年	藩主(番号)
	一、かせ糸売買之儀、前々定之通、曲尺四尺二寸数八十二相改可申事 当番 雄蔵		
高機縞吟味役	一、御国産高機縞元捌吟味役申付、尤吟味役之内年、御徳用之内銀三拾枚被下	1857 (安政4)	定穀 ㊸
高機縞製造業者	一、高機縞之義、此内毎々相触候通、御国産第一之品、而追々流行致手広致相行世上潤色、相成、一統之産業莫太之儀、候処、此節御他邦之者共御当領ノ織人迄召抱織立候由中、給金等之趣、寄高機道具類相求出穢致業前相尋候族、有之候由、左候而者御国産崩と可相成、以之外之有之候、向後高機道具他処、持出候儀者素、織人出稼致候向、呼戻取計可申候、尚糸之義、御他邦ノ売事致間敷旨、去、天保九戌年相触候義、有之候処、年古相成候、付、改、相触候間、弥堅売事致間敷候、右夫々心得違之向、有之候、急度可及沙汰候条、兼、相心得可能候 但大工職者、他処ノ手継等、以、高機作来候向有之候共、拵遣申間敷旨夫々可申間候 当番 河内屋 程助	1859 (安政6)	定穀 ㊹

4. 高機縞について

近世初期の伊予絣以前の松山地方の織物としては、伊予縞（松山縞、道後縞、伊予結城）が既に生産されており、農家婦女子の副業となっていた。文化文政期に高機が普及し、文化年間には伊予縞約10万反を生産して9割を領外へ移出し、文政年間には高機縞を数万反産した¹⁷⁾という。

高機とは、松山城下の菊屋新助が西陣の絹織用織機を綿織用に改良したもので、藩も文政5（1822）年に銭札3貫目を貸下げて援助した。在来の地機の2倍以上の能率の上に、作業が腰掛けで楽になり、高度な紋様の織出しも可能となった。地機よりかなり高価であったが普及は著しかった。¹⁸⁾

松山藩では、高機縞の発展保護のため1838（天保9）年から1859（安政6）年の間に6回法令を出している。（表12）

天保9（1838）年12月には、領内産の綿糸を大阪並びに他地方へ移出することを禁じて生産増を図っている。高級品である高機縞の品質の保持のため、嘉永4（1851）年11月、安政3（1856）年4月に、丈幅等を規定し、織り方や染色についても細かく定め、粗悪な品の生産を防ぐために、嘉永2（1849）年5月に道具の他地方への売り払い、織り方の伝授の禁止、安政6（1859）年4月に、高機縞職人の他領稼ぎを禁止する法令が出されている。安政元（1854）年には、縞会所が設けられ、安政4（1857）年には高機縞取捌吟味役が任ぜられたことを示す法令も見られる。専売体制の整備と強化が図られている。

後に、鍵谷カナが享和年間に絣織を創出し明治期に伊予絣へと発展するが、高機縞は伊予絣の基礎を作ったといえる。

IV 要約・結論

松山藩における被服に関する諸法令を通して、松山藩の衣生活を明らかにすることを試みた。本報は被服繊維、織物の側から分析した結果である。

○江戸時代、松山藩において使用された被服繊維の種類は絹、綿、布、麻、葛、芭蕉、革、毛である。藩法令に出現回数が多いのは絹、綿、布、麻である。絹は禁止や条件つき許可、綿、布、麻は使用を奨励された繊維である。

○絹には絹布、絹・絹類、絹紬、紬の区分があり、社会的序列があった。

○絹布は比較的初期の法令に使われ、絹、絹紬、紬よりも高級な絹の布をさしている。使用禁止が多い。許可は家中に対してのみで、下着に、持ち合わせのもの、刀指者供の時、15歳以下の男女、拝領の紋付衣類に、江戸表で年限中などの条件つきである。

○絹・絹類の許可対象者は家中、若党、奉行用人、中小姓以上、末寄合以下、軽き者、医師、出家、山伏、検校、勾当、社人、町人と広層にわたる。

絹の使用が許可されるには条件がついている。材質面では古い絹、麁抹な絹、有合せの絹、服種は下着、帯、羽織、法衣等、用途別では御供、御登城并外勤之節、江戸在中、旅行中、祝儀の節、年齢70歳以上7歳以下等の条件つきである。

○紬は庶民に許された絹織物として広く利用されていた。

○絹織物は30種に及び、当時の生産技術水準の高さがうかがえる。

○絹織物のうちで禁止項目のあるのは、縮緬、羽二重、竜文絹、紗綾、茶字、縞子、縞珍、綸子、緞子、絹縮、糸入、金襴、金砂、金子、浮織綾、唐織、唐琥珀、精好仙台平であり、高級な織物として扱われていた。太織、せんし、ほたせんし、すずし、郡内絹、絹緞子、絹平、岸島、川越平、松枝平、郡内平は使用許可、指定された絹織物で、麁抹な絹類とされていた。

○松山藩に精好仙台平が登場するのが1828年である。仙台平ができてからの90余年は、高級織物が織り出され、広く普及するまでの時差や地域差を示すものである。

○伊予地方は綿の生産、綿織物業が盛んで、木綿は町人、農民は勿論、武士にも使用を奨励していた。

○しかしながら、綿にも禁止項目がある。家中に対し、藩財政難渋につき、高価なる綿無用、町人・百姓に対して高価なる染色、目立つ模様を禁じている。

○綿織物14種中、しま、博多綿、真田、唐金巾に禁止項目がある。

○唐金巾について1862年に詳細な触がある。身分を限定して、羽織や下着に許可しており、江戸末期の価値ある綿織物の1つであった。

○麻織物のうち、秩父麻、縮、明石縮、越後縮、熨斗縮は「地合宣格別高値之品」として禁じている。

○毛織物には羅紗、羅背板が登場するが、松山藩では、まだ一般化していない。

○天鵝絨（ビロード）は貴重な織物であった。葛布は家中の袴や上下地に、芭蕉布は家中の上下地に使われていた。革は絹より下位に位置していた。

○文化文政期に高機が普及し、嘉永・安政期には高機織の発展保護のための法令が公布されている。

以上、当時は衣生活の中で、どんな繊維の布やどんな織物を使用するかがとても重要な意味を持っていた時代である。繊維、織物の社会的意味が大変に大きい。特に優雅な光沢、手触りのよい優秀な特性をもつ絹に対する願望が強い。絹の中でも粗いもの、太い繊維のものより、細くて、精巧な布が高級品として求められ、価値をもっていた。

為政者は藩経済安定のため儉約令的にそれらを押えようとしていた。

着用する人の身分や服種、材質、用途、年齢等の条件は被服の材料によって規定されており、

身分関係による階級的上下の関係が被服の材料の上に明確に示されていたのである。人々はどんな被服を着用するかよりも、その被服がどんな繊維で作られているかが重要な意味をもっていたのである。

広く使用が許可された綿や麻は次第に精巧な織物が作り出され、使われ、被服の美しさや質の高さを求める努力がされ続けていたこともうかがえる。

伊予地方は綿生産が盛んで、綿は庶民の衣料として使用を奨励され、広く使われていた。綿織物業の保護育成にも力が注がれていた。これらが、後に、伊予絣が創り出され、明治期に発展していく基盤となったのである。

本研究の概要は、第36回日本家政学会中国・四国支部研究発表会において発表した。

注

- 1) 鮎田崎子 松山藩における衣生活について（第1報）－着用する被服を中心にして－ 愛媛大学教育学部紀要第I部教育科学第36巻 p.159～p.187（1990）
- 2) 影浦勉 松山藩法令集 近藤出版社（1978）
- 3) 愛媛県史編さん委員会 愛媛県史（資料編）近世上 愛媛県（1984）
- 4) 松山市史料集編集委員会 松山市史料集第三巻近世編2 松山市役所（1986）
- 5) 松山市史料集編集委員会 松山市史料集第四巻近世編3 松山市役所（1984）
- 6) 松山市史料集編集委員会 松山市史料集第六巻近世編5 松山市役所（1985）
- 7) 松山市史料集編集委員会 松山市史料集第七巻近世編6 松山市役所（1986）
- 8) 前掲書1) p.164～167
- 9) 金沢康隆 江戸服飾史 青蛙房 p.136（1962）
- 10) 朝日新聞社 織りの事典 朝日新聞社 p.83（1985）
- 11) 前掲書10) p.159
- 12) 藤井守一 染織の文化史 理工学社 p.3-14（1986）
- 13) 愛媛県史編さん委員会 愛媛県史近世下 愛媛県 p.141（1988）
- 14) 前掲書13) p.142
- 15) 後藤為義 西日本織物の民俗誌 葦書房 p.126（1987）
- 16) 前掲書15) p.131
- 17) 前掲書13) p.144
- 18) 前掲書13) p.143